別紙様式第五十を次のように改める。

別紙様式第五十　削除

別紙様式第五十一を次のように改める。

別紙様式第五十一

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

外国法人の内部留保等に関する報告書

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の業種番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印
又 は 署 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（％、千通貨単位）

外国法人名	業種番号	決算月	所在国又は地域	設立年	外国法人への当社の出資割合 前期	通貨名	外国法人から当社への貸付金残高	外国法人から当社への債券投資残高	外国法人から当社への出資残高	外国法人による当社からの借入金残高	当社から外国法人への債券投資残高	当社から外国法人への出資残高	外国法人の内部留保残高	外国法人の内部留保（当期中）

（記入要領）1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「報告者の業種番号」及び「外国法人の業種番号」欄には、本省令別表第３に定める番号を記入すること。
4　「外国法人から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の２に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）は記入を要しない。
5　「外国法人による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
6　「外国法人の内部留保残高」欄には、外国法人の利益剰余金の金額を記入すること。
7　「外国法人の内部留保（当期中）」欄には、外国法人の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金（ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
8　報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国法人について記入すること。
9　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）